

重点的な取組、共通的な取組

令和3年度の調達改善計画							令和3年度年度末自己評価結果 (対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成	予定時期					定量的	定性的			
本庁の取組							本庁の取組										
○		一者応札及び随意契約の改善	<p>[一者応札の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>より競争性の高い目標を目指す観点から、新規事業者への声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間・契約履行期間の延伸、必要に応じ仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査の実施とその要望の反映など、より多くの業者が入札参加できるよう改善を図る。</li> </ul>	・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	・前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和3年度中	A	H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札を改善するため、昨年度に引き続き、次の取組を実施した。</li> <li>複数事業者参入に向け、情報発信に取り組んだ。</li> <li>入札不参加者から可能な限り辞退アンケートを徴取して辞退理由を考慮し、次回以降の契約に反映できるよう努めた。</li> <li>新規案件等必要に応じて入札説明会を実施した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度一者応札であった案件について、新規事業者への積極的な声かけにより、6案件において複数者応札が確保された。</li> </ul> <p>&lt;内訳&gt;                      警察装備品 4件                      その他役務 1件                      その他購入 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>81案件について、延べ267者からアンケートを徴取した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の同案件及び同種案件への参加業者等に対して公開済みの調達情報を積極的に発信することにより、複数者応札となった。</li> <li>アンケート調査により、改善に向けた方策を検討することができた。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>より高い競争性確保のため、新規事業者への声かけ、入札公告の掲載期間の延伸、十分な履行期間の確保、仕様書の見直し、必要に応じた入札説明会の実施、入札不参加者へのアンケート調査とその要望の反映等、改善に向けた取組を根気強く継続していく必要がある。</li> </ul>	・引き続き、競争性の確保に向けた取組を推進する。
			<p>[公募の活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争契約において一者応札となった案件などについて、実質的な競争性を確保するための取組を実施した上で、改善しない案件については、公募を行った上で競争性のある随意契約に移行し、価格交渉により経済性を確保する。</li> </ul>	・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H29	・対象案件について全て実施する。	令和3年度中	A	H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募を実施し、複数の参加意思が確認できた場合は競争入札を実施し、随意契約によることとなった場合は、見積価格を精査し、価格交渉を実施する等経済性の確保に努めた。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募の実施により、101件の契約を締結した。</li> <li>随意契約において、価格交渉を実施した結果、19案件において契約金額が初回提示額より削減された。(約1.1億円)</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争契約において一者応札となっている案件のうち、特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれる案件については、公募を実施し、随意契約への移行の可否について検討していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き取組を実施し、随意契約に移行する場合は、競争性・経済性の確保に努める。</li> <li>随意契約による場合は、実績価格、市場価格等を参考に見積価格を精査することにより、経済性の確保に努める。</li> </ul>
			<p>[一者応札及び随意契約の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察装備品について、過去に同内容の契約において一者応札となった案件や当該物品を提供できる者が一者であると想定される場合について、実質的な競争性を確保するための取組を実施した上で、改善しない案件については、公募を行った上で競争性のある随意契約に移行し、価格交渉により経済性を確保する。</li> </ul>	・一者応札の割合が多い事業について、重点的な見直しをする必要があるため。	A	H29	・対象案件について全て実施する。	令和3年度中	A	H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加可能事業者の調査及び調達案件の情報発信により複数者応札を確保するとともに、随意契約による場合は公募を実施し、価格交渉を行うことにより、経済性の確保に努めた。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>4案件について、一者応札が改善された。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>応札可能事業者の調査、調達スケジュールや仕様の見直し等改善に向けた取組を実施し、随意契約による場合は、実績価格、市場価格等を参考に見積価格を十分精査し、価格交渉を行っていく必要がある。</li> </ul>	・引き続き、一者応札改善のための取組を実施し、随意契約による場合でも競争性・経済性の確保に努める。
			<p>[少額随意契約の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を積極的に採用し、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。</li> </ul>	・少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	・少額随契案件については、原則としてオープンカウンター方式を採用する。	令和3年度中	A+	H26	<ul style="list-style-type: none"> <li>少額随意契約案件は、原則オープンカウンターを実施し、競争性の確保に努めた。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンカウンター方式により202件の契約を締結し、少額随意契約案件の競争性の確保に努めた。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンカウンターの実施には十分な公告期間を確保する必要があるため、計画的な調達スケジュールを組む必要がある。</li> </ul>	・要求原課と契約部門が緊密に連携し、引き続き積極的な活用に努める。
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>[一者応札の事前審査及び事後審査の実施及び強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要求原課と契約部門の間で緊密に連携をとり、事前・事後審査を実施する。</li> <li>また、一者応札となった個別の案件及びその要因について一覧を作成し、公表する。</li> </ul>		A	H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>高落札率で一者応札が複数回継続している案件、一者応札が予想される案件を対象に実施するとともに、一者応札一覧表を作成し、公表する。</li> </ul>	令和3年度中	A+	H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度下半期及び令和3年度上半期において一者応札であった147案件について、事後審査を実施した。</li> <li>令和2年度の一者応札案件について一覧表を作成し、公表した。</li> </ul>	A	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札となった原因について、要求原課と契約担当課において情報共有が図られた。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査にあたっては、次回調達において改善が図られるよう、一者応札となった要因を多角的に検証し、実効性のある審査を実施する必要がある。</li> </ul>	・審査結果を分析し、担当者間で共有の上、引き続き一者応札改善に向けた取組を実施する。
	○	電力調達・ガス調達の改善	<p>[電気調達・ガス調達の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を、一般競争により実施する。</li> <li>なお、ガス調達の一般競争契約の実施予定はない。</li> </ul>		A	R3	-	令和3年度中	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気調達は、新年度当初契約するものと、長期継続契約に基づき下半期契約するものについて、一般競争入札を実施している。</li> </ul> <p>&lt;内訳&gt;                      新年度当初契約 2件                      下半期契約 1件</p>	A	<p>&lt;電力に係る契約状況&gt;</p> 競争契約 2件 ・うち再エネ比率30%以上となる契約 1件	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の入札参加業者のうち、再生可能エネルギー比率30%以上に対応可能な事業者の把握のほか、十分な準備期間を確保するため、計画的な調達スケジュールに留意していく必要がある。</li> </ul>	・再生可能エネルギー比率30%以上に対応可能な事業者の把握のほか、十分な準備期間を確保するため、計画的な調達スケジュールに留意していく必要がある。

令和3年度の調達改善計画							令和3年度年度末自己評価結果 (対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成 予定時期	定量的					定性的				
地方の取組																	
○	一者応札及び随意契約の改善	[一者応札の改善] ・より競争性の高い目標を目指す観点から、新規業者の参入機会拡大を図るため、声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間・契約履行期間の延伸、必要に応じ仕様の見直し、入札説明会の実施など、より多くの業者が入札参加できるよう改善を図る。	・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	・前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和3年度中	A	H27	一者応札の改善方策として ・ 入札案件の周知 ・ 調達時期の見直し ・ 仕様の見直し ・ 公告期間の延長 について重点的に取り組み、その効果について測定した。	A	・ 令和2年度中に一者応札となり、令和3年度中に同種の入札があったもののうち約28%の契約で一者応札が解消された。  <一者応札解消件数(総数)> 令和3年度年度末 43件(152件) (解消率 28.3%) 令和2年度年度末 78件(186件) (解消率 41.9%) → 令和2年度年度末比△13.6%	・ 各種施策により、新規応札業者が漸増し、競争性が向上した。	-	・ 複数年にわたって一者応札が継続している案件であって、改善が困難な案件が多数見受けられる。  ・ 効果の測定について、昨年度と全く同じ契約というものはないため、金額での前年比較が難しい。	・ 案件に応じ、入札案件の周知、時期の見直し、仕様の見直し等、多面的な視点からの検討を根気強く継続していく必要がある。  ・ 金額ではなく、一者応札に占める解消率等を算出して指標を見える化し、更なる一者応札の改善を図る。	
											-	【入札案件の周知】 ・ 過去に近似した入札に参加している業者や、近隣官署の同種入札に応札している業者等に、入札公告内容を広報するなどし、応札業者数の拡大を図った。	・ 一者応札解消件数 22件  ・ 削減金額(予定価格比) 22,527千円	・ 新規参入業者が増加したことにより、例年同種の契約を締結している案件でも、従前の業者との競争性が高まった。	-	・ 定期健康診断業務委託契約について、大手企業等は継続して同一の業者に依頼しており、当該業者は大口の契約相手方の対応により入札に対応できない場合があった。	・ 調達時期の見直し等と複合的に実施した方が効果的である場合がある。  ・ 入札説明会を実施する等、事前に応札業者との間で見解の相違がないように努める必要がある。
											-	【調達時期の見直し】 業務に支障の無い範囲で過去の事後審査等で把握した業者の繁忙期等を避けた調達時期とすることで、応札業者の参加意欲の向上を図った。	・ 一者応札解消件数 1件  ・ 削減金額(予定価格比) 196千円	・ 複数業者からの応札があり、競争性が高まった。	-	・ 不定期なもの、突発的な契約等には対応できない。	・ 案件ごとに適正な調達時期を不断に見直ししていく必要がある。  ・ 外的要因についても検討する必要がある。
											-	【仕様の見直し】 同等品等の参入機会を拡大するため、仕様要件について、緩和可能な箇所がないか要求原課と精査を行う、履行範囲が広範すぎる場合は範囲を限定する等の仕様の見直しを実施し、応札機会の拡大を図った。	・ 一者応札解消件数 6件  ・ 削減金額(予定価格比) 10,209千円	・ 仕様の見直しにより、新規業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。  ・ 仕様の簡素化を図ったことにより、結果的に昨年度と同一の業者が落札したが、競争性も高まり、落札率が大きく下がった案件があった。	-	・ 調達により達成すべき目的から仕様を検討すると、対応可能な業者が限られてしまう場合がある。	・ 過去に見直しを行った案件であっても、業者からの聞き取りや調達により達成すべき目的の精査を行うことにより、仕様上の改善点等を発見することができる。
											-	【公告期間等の延長】 公告期間や履行期間等を従前よりも延長し、業者の目に触れる機会や、新規参入業者が必要な準備期間を取ることができるようにし、入札参加意欲の向上を図った。	・ 一者応札解消件数 9件  ・ 削減金額(予定価格比) 11,639千円	・ 公告期間を従前よりも延長することで業者の検討・準備期間に余裕が出るため、業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。  ・ 納期を従前より長く設定することで業者の参加意欲の低減を防ぐことができ、競争性が高まった。	-	・ 公告期間等の延長により新規参入業者の増加の可能性があるかどうか、事前に効果を検討する必要がある。	・ 電気・ガスの調達等、準備に相当の期間を要する契約では、より効果的である。  ・ コロナ禍では納期を通常よりも長く要する場合等があるため、業者からの聞き取りに基づき適正な納期を設定する必要がある。
		[少額随意契約の改善] ・ 少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を積極的に採用し、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	・ 少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	・ 前年度におけるオープンカウンター方式の実施件数を上回る件数を目指す。	令和3年度中	A	H27	・ 少額随意契約案件のうち、各官署の実情に応じた条件を設定して、オープンカウンター方式による調達を実施した。	A	・ 全119官署のうち、108官署でオープンカウンター方式を導入し、合計1,732件で採用した。  <実施数> 令和3年度年度末 108官署・1,732件 令和2年度年度末 105官署・1,678件  → 令和2年度年度末比 + 3官署・+54件	・ 競争性・透明性が向上した。  ・ 継続的に実施している官署では、業者側でも定着してきている。  ・ 新たに官公需対象の業者や遠隔地の業者等からの応札があった。  ・ 業者選定の手間が省ける等、見積書徴取に係る事務の簡素化が図られた。  ・ 従来からの実績業者に対しても競争意識を持たせる効果があった。	-	・ 業者の目に触れることが大前提のため、ウェブサイトだけではなく各種機会を通じて継続的に周知を図る必要がある。  ・ 公告期間等を長めにとる必要があるため、調達までに従来よりも時間を要する。  ・ 新規参入業者の増加に伴い、履行能力の有無の判断に迷う者からの問合わせも増えており、確認作業に時間を要している。	・ 制度導入直後は、業者への周知やウェブサイトへの掲載手続きなど業務負担が一時的に増加するところがあるが、制度の浸透度に比例して有効性及び業務負担の軽減を実感する傾向にある。  ・ 制度の浸透を図るため各種機会を通じて業者に周知するほか、計画的な調達が可能となる案件については、公告時期を一定にする、複数案件をとりまとめて公告するなど検討する必要がある。	

令和3年度の調達改善計画								令和3年度年度末自己評価結果 (対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成 予定時期						定量的	定性的			
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>[一者応札の事前審査及び事後審査の実施及び強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件について、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。</li> <li>・一者応札となった案件について、入札辞退者に対し、可能な限りアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。</li> <li>・一者応札となった個別の案件及びその要因について、一覧表を作成し、公表する。</li> </ul>		A	H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象案件がある全所属による実施を目指す。</li> <li>・高落札率で一者応札が複数回継続している案件を対象に実施するとともに、一者応札一覧表を作成し、公表する。</li> </ul>	令和3年度中	A	H29	<p>【事前審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して一者応札となっている契約案件を中心に対応可能業者の調査、参入可能性、仕様要件及び入札参加資格要件等について、要求原課と検討を行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16官署において27件の事前審査を実施した。</li> </ul> <p>&lt;実施件数&gt;</p> <p>令和3年度年度末 16官署・27件</p> <p>令和2年度年度末 21官署・34件</p> <p>→令和2年度年度末比 △5官署・△7件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査の結果、参入障壁の撤廃につながり、競争性が回復し、落札率が下がった事案があった。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な資機材の調達に係る契約では、仕様上の要件が厳しく、仕様の見直しが困難であることから、結果的に入札参加者が限られる場合がある。</li> <li>・仕様の見直しにあっては、競争性の確保と実効性の確保について十分に検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札となる蓋然性が高い専門的な契約については、公募等を活用し、潜在的な取扱可能業者の発見に努める。</li> <li>・法で定められた点検業務等については、仕様の緩和等は困難であり、入札参加資格の取得方法等の案内も含め、継続的に業者の新規開拓を行う必要がある。</li> </ul>
										<p>【事後審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札説明会に参加したもののうち、入札を辞退した業者に対し、</li> <li>・アンケート票</li> <li>・聞き取り調査</li> </ul> <p>等を実施し、次回契約の参考とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者からの聞き取り結果等を参考に、要求原課との検討会を実施した。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・64官署において163件の事後審査を実施した。</li> </ul> <p>&lt;実施件数&gt;</p> <p>令和3年度年度末 64官署・163件</p> <p>令和2年度年度末 63官署・167件</p> <p>→令和2年度年度末比 +1官署・△4件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、同種契約を締結する際の課題や改善策等の整理をすることができた。</li> <li>・要求原課と契約担当課との意思疎通を図ることで、競争性の向上に向けた問題点の整理が進んだ。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数年にわたって同一の業者が継続して安値で落札していた案件について、他の業者が応札意欲を無くし、一者応札が継続しているケースがある。</li> <li>・履行期限が集中する1～3月は繁忙期となり、業者が応札を辞退するケースが多い。</li> </ul> <p>[新型コロナウイルス感染症にかかる影響]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響による半導体不足から、電子計算機に係る入札において辞退した業者がいた(4官署)。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響によって物流の遅延が発生したこと等により、納期延長の申入れがあり、契約変更を実施する必要があった(1官署)。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により納期の確約できないため辞退した業者がいた。(5官署)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により業務多忙のため辞退した業者がいた。(3官署)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後審査において分析した案件については、当該要求原課だけでなく、他課へも情報提供を行い、類似契約の見直しに活用する。</li> <li>・人員の確保等に時間を要する労働集約型の案件では、業者側の準備期間を十分に検討する必要がある。</li> </ul>	
										R2	<p>【一者応札一覧表の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札案件について一覧表を作成し、ウェブサイトで公表した。</li> </ul>	C	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札一覧表を作成することで、一者応札案件を的確に把握することができ、問題点の整理や改善策の検討に活用できる。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札一覧表を公表して業者への周知を図るだけでなく、事前審査等の資料として効果的に活用していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数回一者応札となっている案件等については、積極的に一者応札一覧表を作成し、案件のリスト化や要因分析による一者応札改善に取り組む。</li> </ul>

令和3年度の調達改善計画								令和3年度年度末自己評価結果 (対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
							目標達成予定時期						定量的	定性的				
	○	地方支分局等における取組の推進	[開札方法の改善] ・入札書の提出日を開札時として、応札者が一人の場合、他に競争相手がおらず、結果的に高い落札率となることを避けるため、開札の立会い前までに入札書の提出期限を設定する。		A	H29		・対象案件がある全官署で実施を目指す。	令和3年度中	A	H30	・入札書の提出締切りを開札前までとする取組を推進した。	A	・全119官署のうち、113官署で締切日を開札時以前に設定した。(実施率95.0%)。  →令和2年度年度末比 +2.6%改善	・業者が他の応札者の動向を把握できないため、結果的に一者応札となる場合でも一定の競争効果が働いた。  ・業者同士が顔を合わせないため、談合の防止等、不正行為への一定の抑止効果がある。  ・事前に開札準備をすることができると、業務負担が軽減される。	-	・応札業者は入札書提出時と開札時の2度来庁しなければならない、負担となっている場合がある。  ・開札時に来庁しない業者もあり、入札が不調だった場合に、当日の再入札ができない場合がある。  ・開札直前に設定した場合、入札参加業者の待機場所の確保や対応する職員の確保が必要な場合がある	・業者の2度来庁することへの負担を軽減するため、入札書提出の締切を開札日の午前、開札を午後にする と、業者の負担軽減と競争性双方に一定の効果がある。  ・郵送による入札書提出を可能とすることで、来庁に伴う業者の負担軽減及びコロナ感染リスクの軽減が可能である。
	○	地方支分局等における取組の推進	[指導教養] ・地方における調達改善の取組を一層推進するため、管区主催の専科教養で調達改善の指導教養を行う。  ・対面による教養のほか、リモート等を活用した指導教養方法等について検討を行う。		A	-		・地方における調達改善の取組をより一層推進するため、適切な指導教養を行う。	令和3年度中	A	-	・新型コロナウィルス感染症対策のため、例年実施している集合形式での検討会、研修等はほとんどの官署で実施することができなかった。	B	・集合研修方式 …4件 ・官署内ネットワークを利用したオンラインでの教養等を実施 …5件 ・関係資料の配付を実施 …1件	・調達に係る問題点、改善方策等の情報共有を図った。	-	・地方における調達改善の取組の推進について、資料配付や様々な機会を活用して教養を実施することで継続的に意識付けを図る必要がある。	・新型コロナウィルス感染症対策と両立する、より効果の高い指導教養方法について調査研究を行う。
	○	電力調達・ガス調達の改善	[電気調達・ガス調達の改善] ・高圧又は特別高圧電力供給契約について、再生可能エネルギー比率30%以上の電力の調達を実施する。  ・競争性のない随意契約となっている電力及びガス供給契約について、競争入札への移行を推進する。  ・一者応札となっている電力調達契約について、公募等により複数者応札による競争への移行を推進する。  ・電力供給契約の合理化のため、一般送配電事業者をまたいだ契約のほか、複数の庁舎をまとめて入札する等の合理化の検討を行う。		A	電気(R3)  ガス(H29)		・地域性等を考慮した上で、実施可能な官署において全所属の実施を目指す。	令和3年度中	A	電気(R3)  ガス(H29)	・対象契約の統合等の合理化について検討した上で、実施可能施設から競争契約に移行した。  ・既に競争契約となっている案件についても、競争性の向上を図るための施策を実施した。  <電力> ・高圧又は特別高圧電力供給契約について、仕様の検討等を実施し、対応可能な官署から順次再生可能エネルギー比率30%以上となる契約に移行している。  <ガス> ・競争契約とした場合に供給可能な事業者の有無について調査等を実施する等、競争入札への移行可能性を検討した。	A	<電力に係る契約状況> 競争契約 77件 うち再エネ比率30%以上 37件 契約の統合 +3官署 競争契約移行 +1官署  <電力に係る応札状況> 一者応札 令和3年度年度末 18件 令和2年度年度末 15件  複数者応札 令和3年度年度末 59件 令和2年度年度末 65件  <ガスに係る契約状況> 競争契約 6件 競争契約移行 +1官署 移行検討中 +8官署  <ガスに係る応札状況> 一者応札 令和3年度年度末 2件 令和2年度年度末 0件  複数者応札 令和3年度年度末 4件 令和2年度年度末 5件	・電気調達について、入札可能な全ての案件について競争入札化を達成した。  ・契約を統合した結果、競争性が向上した。	-	・競争契約化から年数が経過した案件では、毎年の競争により業者の採算性が低下し、応札業者が減少する傾向にある。  ・再生可能エネルギー比率30%以上となる電力調達に対応できないため、入札を辞退する業者がいる。  ・ガス契約については、いまだ市場が電力ほど形成されておらず、競争契約化が難しい場合が多い。  ・ガス空調等を導入している施設では、既存の長期継続契約のガス空調大口契約を継続した場合の方が経済性が高い可能性があるため、競争入札を実施せずに長期継続契約としている場合がある。  ・リモートワークによる人員の削減や燃料費高騰など応札可能な供給事業者の情勢について、継続して情報収集を行う必要がある。	・競争性が低下し、一者入札となっている契約案件等については、契約時期を業者の繁忙期からずらす、契約期間を延長する等の方策を検討する。  ・再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達に対応可能な事業者について継続して市場調査を実施し、案件の周知を行う必要がある。  ・電力契約の統合については、特定調達への該当性についても留意する必要がある。

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

- ・A+ : 効果的な取組
- ・A : 発展的な取組
- ・B : 標準的な取組

【進捗度】

以下の指標に基づき進捗度を記載。

- ・A : [定量的な目標] 目標進捗率90%以上  
[定性的な目標] 計画に記載した内容を概ね実施した取組
- ・B : [定量的な目標] 目標進捗率50%以上  
[定性的な目標] 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等（他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等）との調整を行った取組
- ・C : [定量的な目標] 目標進捗率50%未満  
[定性的な目標] 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

令和3年度調達改善計画		令和3年度年度末自己評価結果 (対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)																																		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)																																	
			定量的	定性的																																
[共同調達等の有効活用] ・ 調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の見直しを検討する。	継続	(本庁) <共同調達> ・ 令和2年度に引き続き、警察庁、総務省及び国土交通省と「紙類」、「クリーニング」、「速記」及び「宅配便」の共同調達を実施した。 ・ 令和2年度に引き続き、警察庁、総務省、国土交通省及び独立行政法人統計センターと「OA消耗品」、「清掃用消耗品」、「非常食等」の共同調達を実施した。 ・ 令和2年度に引き続き、警察庁、東京都警察情報通信部、総務省、国土交通省と「車両用燃料」の共同調達を実施した。 ・ 令和2年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部、関東管区警察学校、東京都警察情報通信部、総務省、国土交通省及び独立行政法人統計センターと「事務用消耗品」の共同調達を実施した。 <一括調達> ・ 令和2年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部及び関東管区警察学校と「雑貨」の購入について一括調達を実施した。 ・ 令和2年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部、関東管区警察局、関東管区警察学校、東京都警察情報通信部と「複写機用用紙」の一括調達を実施した。 ・ 令和2年度に引き続き、東京都警察情報通信部と「官用車両点検作業」の一括調達を開始した。	<一括調達> ・ 「雑貨」 ※単価は税抜 一般競争入札を実施したところ、前年度と異なる事業者との契約となった。 <table border="1"> <tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>増減</td></tr> <tr><td>トレットペーパー</td><td>49円</td><td>50円</td><td>+1円</td></tr> <tr><td>蛍光灯(Hf)</td><td>250円</td><td>350円</td><td>+100円</td></tr> <tr><td>蛍光灯</td><td>430円</td><td>470円</td><td>+40円</td></tr> </table> ・ 「複写機用用紙」 ※単価は税抜 一般競争入札を実施し、前年度と異なる事業者との契約となった。予定数量が前年度と異なるものの、契約単価は減少した。 <table border="1"> <tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>増減</td></tr> <tr><td>A4</td><td>1,321円</td><td>1,227円</td><td>△94円</td></tr> <tr><td>A3</td><td>1,585円</td><td>1,473円</td><td>△112円</td></tr> <tr><td>B4</td><td>1,981円</td><td>1,856円</td><td>△125円</td></tr> </table>		R2	R3	増減	トレットペーパー	49円	50円	+1円	蛍光灯(Hf)	250円	350円	+100円	蛍光灯	430円	470円	+40円		R2	R3	増減	A4	1,321円	1,227円	△94円	A3	1,585円	1,473円	△112円	B4	1,981円	1,856円	△125円	
			R2	R3	増減																															
トレットペーパー	49円	50円	+1円																																	
蛍光灯(Hf)	250円	350円	+100円																																	
蛍光灯	430円	470円	+40円																																	
	R2	R3	増減																																	
A4	1,321円	1,227円	△94円																																	
A3	1,585円	1,473円	△112円																																	
B4	1,981円	1,856円	△125円																																	
		(地方) ・ 71官署において共同調達を実施した。	<実施官署数> 令和3年度年度末 71官署 令和2年度年度末 70官署 →令和2年度年度末比 +1官署  <実施件数(延べ数)> 令和3年度年度末 326件 令和2年度年度末 518件 →令和2年度年度末比 △192件	・ 共同調達により契約事務を一元化したことにより、契約事務担当者の負担軽減、業務合理化を図ることができた。  ・ 他官庁の担当者と共同調達の事前調整を行うことで、他契約についても情報交換を実施することができた。																																
[クレジットカードの利用] ・ 少額な随意契約案件への対応として、インターネット取引による物品調達の拡大を図るなど、引き続きクレジットカード決済を行う。	継続	(本庁) ・ 廃版となった書籍購入や少額の調達案件に活用した。	・ 令和3年度では、書籍の購入等において7件の取引を実施し、従来の事業者見積と比較して、約2千円の削減効果があった。	・ クレジットカードを利用したインターネット取引を実施することで手続の効率化が図られた。																																
		(地方) ・ 5官署において光熱水費の支払に活用した。	<調達実績> 令和3年度年度末 0件 0万円 令和2年度年度末 2件 約4万円 →令和2年度年度末比△2件△4万円																																	
[政府調達セミナーの開催] ・ 外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府調達セミナーを開催し、新規事業者の参入促進を図る。	継続	(本庁) ・ 令和3年度において調達が見込まれる案件について、政府調達に関心のある内外の供給者等に情報提供を行い、新規事業者の参入促進を図った。		・ 外務省主催(R3.4.28開催)の政府調達セミナー(オンライン)に参加した。 ・ 警察庁独自の政府調達セミナーについて、集合形式での開催は見送り、希望者に対して資料配付を行い新規事業者の参入促進を図った。																																
[特定調達契約審査委員会の審査] ・ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、「特定調達契約審査委員会」において契約方法、契約条件等の適否を審査する。	継続	(本庁) ・ 令和3年度において、本庁分62案件(約145億円)、地方分11案件(約3億円)について特定調達審査委員会を実施し、随意契約の可否について審査を行った。		・ 特定調達契約審査委員会の審議結果により、随意契約であっても公募を実施することで、常に競争参加の機会を設けている。																																
[人材育成] ・ 警察庁が実施する会計監査及び会計経理指導において、調達改善の進捗状況を点検し、適切な指導教養を行う。 ・ 警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。 ・ 本庁が実施する研修はもとより、他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。 ・ 指導教養等について、対面によらない方法について検討を行う。	継続	(本庁) ・ 調達事務に従事する担当者の事務処理の向上のための指導教養・情報発信を行った。		・ 適正な調達事務に資するため、業務のポイント等を示した資料を配布する等、担当者の事務処理の向上を図った。 ・ 警察庁が実施した研修において適正な会計経理についての指導教養を行った。																																
[情報共有] ・ 調達改善計画の自己評価結果等を地方支分部局に発出し、有効な取組の情報共有を図る。	継続	(本庁) ・ 「調達改善だより」の発出 ・ 他省庁の取組事例の積極的発信 ・ コロナ情勢等を踏まえた、調達事務のデジタル化を推進	・ 全119官署のうち、99官署で電子メール等による見積書等の徴取を実施した。																																	

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【内山 融 委員・東京大学教授】

意見聴取日【6月10日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>・令和3年度年度末の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>新規業者への声かけや入札不参加者へのアンケート実施など一者応札の改善、公募の活用などのさまざまな取組を通じ、調達の改善が図られている。この点は高く評価したい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のため集合形式の研修が多くの部署で見送られたとのことだが、オンライン研修を活用するなどして指導教養には怠りのないようにしていただきたい。</p> <p>今後も、全庁的・総合的な観点から調達改善を進めていただきたい。特に、情報通信技術、デジタル技術を活用した調達改善について工夫していただけると幸いである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札案件等については、事前・事後審査を実施するなど個別の案件に応じた要因究明を行い、改善に向けた取組について多角的な視点から検討を進めてまいります。</li> <li>・オンライン研修の活用を含め、当庁の実情に合わせた効果的な教養カリキュラムについて調査研究・検討を行い、適正な調達事務の推進に資する担当者の能力向上に努めてまいります。</li> <li>・事務の効率化や事業者の負担軽減を図るため、当庁の調達プロセスや現状を把握した上で、活用可能な分野について情報通信技術、デジタル技術を積極的に活用し調達事務のデジタル化を推進してまいります。</li> </ul>

外部有識者の氏名・役職【藤森 恵子 委員・公認会計士】

意見聴取日【6月6日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>・令和3年度年度末の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>一者応札や公募の活用など、競争性を持たせるための改善への取り組みが継続的に実施されていることについては、非常に評価できるものと思います。ただし、改善件数そのものは、昨年度よりも減少しています。既に、改善できる案件について改善済みとなっている結果かもしれませんが、引き続き、他に余地のある案件はないか検討していただきたいと思います。</p> <p>なお、唯一進捗度がBとなっている指導教養ですが、今後もコストやスケジュール調整などの利便性を考えると、リモート学習を継続的に実施する形も必要かと思えます。リモートの良さを活かして、自動採点が可能な簡単な理解度テストを入れるなど、有効な活用方法をご検討いただきますようお願い申し上げます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達の公正性、透明性及び経済性の確保のため、改善が困難である案件についても、市場調査等による新規業者への声かけや専門的意見に基づく仕様の見直し、改善事例の情報共有など、他に改善の余地がないか引き続き検討してまいります。</li> <li>・指導教養については、昨今の新型コロナウイルス感染の現状も踏まえ、リモート形式による理解度テストや双方向の討議などの実施も含め引き続き当庁の実情に合わせた効果的な実施方法について検討してまいります。</li> </ul>

外部有識者の氏名・役職【石川 剛 委員・弁護士】

意見聴取日【6月10日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>・令和3年度年度末の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>一者応札や随意契約の改善のため、本庁及び地方共に積極的に取組を続け、改善成果が上がっており、良い結果と考えます。引き続き改善のための取組を継続してください。なお、電力の調達に関しては、競争により業者の採算が低下したり、再生可能エネルギー比率に対応できないなどの事情により、入札者の減少や辞退があるとのことですが、今後電力取引価格の高騰が収まらない場合には、競争入札による長期取引に対応できない事業者や、落札後の契約途中で落札条件での電力供給が困難となる事業者が増加するものと思われま。入札に際しては、入札事業者の経営体力に十分配慮いただくとともに、落札後の契約期間途中で事業者の経営状態が悪化し、落札条件での電力供給が困難な事態となった場合であっても、電力の遮断等、需要家の不利益が生じないよう、適切な入札条件設定にご留意ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の自己評価結果を踏まえ、調達改善計画の基、今後も引き続き本庁及び地方が一体となって調達の改善に向けて継続的に取り組んでまいります。</li> <li>・電力の調達について、市場調査を実施し、再生可能エネルギー比率に対応可能な事業者について把握するなど、競争性を担保するため引き続き入札者の確保に努めてまいります。</li> </ul> <p>また、入札の実施にあたっては、電力取引価格の推移について注視すると共に、事前に事業者の経営状況等についても十分に情報収集を行い、契約締結後に不利益が生じることのないよう適切な入札条件の設定について検討してまいります。</p>